

アマチュア無線による災害時の情報伝達に関する協定書

安中市（以下「甲」という。）と安中アマチュア無線クラブ（以下「乙」という。）は、大規模災害時における迅速かつ確かな情報の収集・伝達を行うため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の行政区域及びその周辺で大規模災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、乙の会員（以下「会員」という。）が甲に協力して、災害に関する情報の収集・伝達を行うために必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるものをいう。

（ボランティア活動）

第3条 この協定に基づき行う会員の活動は、自己の郷土愛に基づくボランティア活動とする。

（要請）

第4条 甲は、災害が発生し、甲の防災行政無線、電話回線その他の手段による通信連絡が困難又は不可能な場合、もしくは困難又は不可能となる恐れがある場合で、災害情報の情報の収集・伝達上必要があると認めるときは、乙に対し、情報の収集・伝達について協力を要請することができる。

（要請手続）

第5条 この協定に基づき要請手続は、市民部安全安心課長が担当する。

2 前項の要請は、口頭、電話等をもって行い、事後において文書を提出するものとする。

（情報収集内容）

第6条 乙は、次に掲げる事項について、その内容を収集し、甲に連絡するものとする。

- (1) 被害発生 の場所及び状況
- (2) 被害者の発生状況及び救護状況
- (3) 住民の避難状況
- (4) 道路情報及び交通機関の運行状況
- (5) その他必要と認められる事項

（費用）

第7条 情報収集にかかる費用は、無償とする。

（名簿の提出）

第8条 乙の長は、毎年1回会員の名簿を甲に提出するものとする。

（便宜供与）

第9条 甲は、乙がこの協定に基づき活動を行うためアマチュア無線局を開局する場合には、施設の提供その他必要な便宜を図るものとする。

（訓練への参加）

第10条 乙は、甲が実施する防災訓練に参加することができる。

（協定期間）

第11条 この協定は、平成25年1月1日から平成26年3月31日までとする。

2 前項の協定期間は、期間終了前に、甲、乙から何らの意思表示のないときは、更に1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

（協議）

第12条 この協定書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年12月27日

甲 安中市
安中市長

乙 安中アマチュア無線クラブ
代表